厚生労働省の定める掲示事項

１．入院基本料に関する事項

当院では入院患者１５人に対して１人以上の看護師と、入院患者３０人に対して１人以上の看護補助者を配置し、交替で２４時間看護を行っております。
当院においては、患者負担による付き添い看護は行っておりません。
なお実際の看護配置につきましては下記の通りです。

【Ａ　棟】
日勤帯：看護職員８人以上（看護職員１人につき、入院者数８人以内の割合）
準　夜：看護職員２人（看護職員１人につき、入院者数３０人以内の割合）
深　夜：看護職員２人（看護職員１人につき、入院者数３０人以内の割合）
【ＣＤ棟】
日勤帯：看護職員９人以上（看護職員１人につき、入院者数　８人以内の割合）
準　夜：看護職員３人（看護職員１人につき、入院者数２３人以内の割合）
深　夜：看護職員３人（看護職員１人につき、入院者数２３人以内の割合）

２．厚生労働大臣の指定する事項

当院は厚生労働大臣の指定を受けた保険医療機関です。

３．中四国厚生局長への届出に関する事項

【基本診療料】
・精神病棟入院基本料（１５：１）
・看護補助加算（１）
・看護補助体制充実加算（１）
・医療安全対策加算（２）
・患者サポート体制充実加算
・看護配置加算

【特掲診療料】
・医療保護入院等診療料
・薬剤管理指導料
・精神科作業療法
・精神科デイ・ケア（大規模なもの）
・外来・在宅ベースアップ評価料（Ｉ）
・入院ベースアップ評価料

【食事について】
・入院時食事療養（１）
当院は管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後６時以降)、適温で提供しております。

４．保険外負担に関する事項

当院では電話使用料、紙オシメ代、証明書・診断書料などにつきまして、その利用日数、使用量、利用回数に応じた実費のご負担をお願いしております。
なお、衛生材料等の治療(看護)及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収や、「施設管理費」等の曖昧な名目での費用の徴収は行いません。

５．明細書の発行状況に関する事項

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。
また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。
なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

６．看護職員の負担軽減に関する事項

当院では看護職員の負担軽減のために以下の取組を行っています。
・看護補助者の活用
・多職種との業務分担
・時間外労働が生じない業務量の調整
・有給休暇の半日取得
・夜勤専従看護師の起用

－令和８年１月１６日現在－

医療法人 社団造山会
まきび病院